

## 公開講演会の御知らせ

一般社団法人比較後見法制研究所 [www.hikaku-kouken.or.jp/recruit.htm](http://www.hikaku-kouken.or.jp/recruit.htm)

テーマ： 1. オーストリアにおける代弁人（成年後見人）法の改革（2016年）については、「代弁人法から成年者保護法へ」と題して

2. 被代弁人（被後見人）の職業及びその他の制限については、「労働法、各種職業法及び企業法における被代弁人（被後見人）に関する諸制限」と題して

講師 ミヒャエル・ガナー インスブルック大学教授

日時： 2016年10月29日（土）14時から17時30分まで

場所： 早稲田大学本部キャンパス（地下鉄東西線・早稲田駅下車） 9号館5階、  
第1会議室

講演は、ドイツ語で、日本語の通訳つきで行われます。

第1報告では、オーストリアの民法典や成年後見関連規定は部分的に日本法に類似していますが、オーストリアにおいて、障害者権利条約への対応（改正）はどのようになされているか、についてお話をいただきます。第2報告では、成年後見制度等を利用している者が、そのために権利の制限を受けている場合（いわゆる欠格条項）、についてはどのように考えられているのか、法制度の観点から、ミヒャエル・ガナー先生にご講演をいただくことにしました。

「文部科学省科学研究費補助金研究プロジェクト」文部科学省科学研究費・基盤C（一般）

「比較法的研究に基づく後見人の権限のあり方に関する具体的提言」との関連で、参加費は無料です。ただし、参加希望者は、下記まで、参加通知をしてください。

tayama@waseda.jp、希望者が、もし70人を超えましたら、会場の関係で、締め切らせていただきます。